

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和4年6月 月次研究会



榎本 恵一〔本所〕

## 書面添付制度の考察 —普及しない問題点を探る—

### はじめに

私自身、税理士法33条の2に基づく書面添付を行うようになって12年が経った。開始直後の1年は試行錯誤の毎月だったが、現在は、この制度の特性を掴み、現場実務に活かしている。

理士ともに大きく舵を切っていかなければならない状況である。

新型コロナウイルス感染症が横たわっているこの約3年で、顧客を取り巻く環境はガラリと変わってしまった。また、円安、ロシアとウクライナとの戦争、それに端を発した資材・原料等の高騰を受け、顧客・税

理士ともに大きく舵を切っていかなければならない状況である。

### 平成24年12月1日東京税理士界アンケート結果

会報「東京税理士界」

意見

平成24年12月号に掲載された書面添付制度アンケート集計結果によると、書面添付をしない、するというアンケートの代表的意見は以下のとおりである。

- ・書面添付をしない代表的な意見
- ・作成する手間の割に効果が見込めない
- ・責任が増してリスクが高まる割に見合った報酬が得られない
- ・書面添付をする代表的な意見
- ・文例をどこからか引張って来ても無意味であり、申告書に込めような所をしっかりと説明できているかが重要
- ・資産税には効果あり
- ・報酬については、事務所姿勢を十分に説明すれば、別途請求が出来る
- ・そもそも、書面添付とは、税理士の権利である

### 令和2年12月1日東京税理士界アンケート結果

書面添付に関するアンケート調査は毎年実施されているが、会報「東京税理士界」令和2年12月号掲載の集計結果によると、書面添付している理由の上位3位は、①税務調査の省略化63%、②業務品質の向上59%、③関与先に対するアピール46%・2%であった。平成24年と比較すると上位3位は、全てにおいてその割合が上昇している。

次いで書面添付しない理由であるが、①時間や労力がかかり煩雑45%・1%、②添付する効果が不明29%・8%、③報酬の請求が困難28%・5%となっている。

また、今後の書面添付の利用の仕方については、①納税者から要望があれば利用したい31%・5%、②税目によって利用したい27%・5%、③利用したくない10%・8%となっている。

さらに、書面添付制度のより一層の周知・普及に関する質問では、①事例集の充実37%、②納税者への周知案内を作成25%・1%、③研修会の充実と、制度の周知徹底が24%・9%で同数であった。

### 書面添付制度をどのように普及させるか

そこで、どのようにしたいかあるとのコメントを出しているが、そもそも、「書面添付は税理士の権利」であるから、もっと増やしても良いのではないかと、税理士法

第三十三条の二 税理士又は税理士法人は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を財務省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

「今年度のアンケート結果は本号35〜38面に掲載。」

一方で、この書面添付制度を、対税務署のみの視点で作成するのではなく、経営上の問題点の発見や利点の確認作業と捉え、顧客の経営状態等を含め記載することで、添付書面を経営指導の一助としても活用することが出来る。

書面添付制度を顧客の経営指導に活用するものと視点を変えることにより、顧客の抱えている問題等の解決にも、使うことが出来るのではないか。会計や税法を通して行った分析を経営者も税理士も認識しながら、共に歩を進めていくことができるものと考えられる。

以上のような利点が認識されることで、書面添付制度を活用しようとする税理士も増加してくるのではないかと、この目線の切り替えこそが書面添付制度の普及に繋がり、次の時代における税理士業界の更なる発展に資することとなる。

この意見に賛成は出来るが、実現可能であるかは不明である。

また、「税務当局」による通知と税理士ないし業界団体において準拠・確認基準の整備による記載内容の充実、書面添付の努力義務化を図るとともに、依頼企業

### 書面添付制度も変化

同時に、資産税に対応する様式が新たに制定された。これまで、資産税については法人税、所得税等と同じ様式に記載をしていたが、資産税専用の「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」・「申告書に関する審査事項等記載書面」が新設されたことで、より記載がしやすくなる。また、新たに税理士の所見を記載できる欄も新設されたことから、新様式を使用することにより、税務調査省略に繋がることが期待される。

書面添付制度の普及は、今後の申告業務に欠かせないものであり、普及が進まないことに対して「書面添付制度が、申告審理段階ですでに調査が不要と判断された先で意見聴取に至らない場合にも、書面添付が良好な先については「調査を実施しない」旨の通知を広く行うことを通じて書面添付の付加価値を高めよう」(注1)とする意見もある。

この意見に賛成は出来るが、実現可能であるかは不明である。

また、「税務当局」による通知と税理士ないし業界団体において準拠・確認基準の整備による記載内容の充実、書面添付の努力義務化を図るとともに、依頼企業

同時に、資産税に対応する様式が新たに制定された。これまで、資産税については法人税、所得税等と同じ様式に記載をしていたが、資産税専用の「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」・「申告書に関する審査事項等記載書面」が新設されたことで、より記載がしやすくなる。また、新たに税理士の所見を記載できる欄も新設されたことから、新様式を使用することにより、税務調査省略に繋がることが期待される。

書面添付制度の普及は、今後の申告業務に欠かせないものであり、普及が進まないことに対して「書面添付制度が、申告審理段階ですでに調査が不要と判断された先で意見聴取に至らない場合にも、書面添付が良好な先については「調査を実施しない」旨の通知を広く行うことを通じて書面添付の付加価値を高めよう」(注1)とする意見もある。

この意見に賛成は出来るが、実現可能であるかは不明である。

### おわりに

書面添付制度の普及は、今後の申告業務に欠かせないものであり、普及が進まないことに対して「書面添付制度が、申告審理段階ですでに調査が不要と判断された先で意見聴取に至らない場合にも、書面添付が良好な先については「調査を実施しない」旨の通知を広く行うことを通じて書面添付の付加価値を高めよう」(注1)とする意見もある。

いづれにしても、顧問先を守るという観点も含め、税理士法33条の2に規定されている書面添付制度がより一層普及することを切望している。

参考文献(注1)  
越智信仁「グループ通算制度の論点」書面添付制度普及に必要な誘因両立的関係性」  
税務会計研究(第33号2022年) 税務会計研究学会

同時に、資産税に対応する様式が新たに制定された。これまで、資産税については法人税、所得税等と同じ様式に記載をしていたが、資産税専用の「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」・「申告書に関する審査事項等記載書面」が新設されたことで、より記載がしやすくなる。また、新たに税理士の所見を記載できる欄も新設されたことから、新様式を使用することにより、税務調査省略に繋がることが期待される。